

【令和7年3月31日公布 令和7年三浦市条例第23号】

三浦市市税条例の一部を改正する条例

三浦市市税条例（昭和49年三浦市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第27条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号中エをオとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

附則第4条の5第14項中「法」を「地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）第1条の規定による改正前の法（以下「令和7年旧法」という。）」に改め、同条第15項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第16項及び第17項中「法」を「令和7年旧法」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第27条の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和6年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。